令和8年度～　全学委員会等構成図

【備考】
・各委員会は、原則として当該委員会の委員長である理事・副学長に紐づくよう記載
・委員長が理事・副学長でないものについては、最も所掌が近いと考えられる理事・副学長に暫定的に紐づけ（オレンジの文字で記載）
・規程上、学長の諮問に応じて審議する委員会についても、最も所掌が近いと考えられる理事・副学長に紐づけ（青字で表示）

